

## 平成23年人事委員会勧告に当たって（談話）

〔平成23年10月27日〕  
埼玉県人事委員会  
委員長 金野俊男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

本委員会では、本年も、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえて、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、本年4月時点で、民間給与が職員給与を87円（0.02%）上回ってはいるものの、その較差が小さいことから給与改定を見送ることといたしました。

期末・勤勉手当についても、民間事業所におけるボーナスの支給割合とおおむね均衡していることから、改定を行わないことといたしました。

このほか、平成18年度から実施した給与構造の見直しに伴う経過措置額について、段階的に廃止をすることを勧告し、併せて東日本大震災に対処するための特殊勤務手当を特例的に措置するよう意見を申し出ました。

また公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う65歳までの雇用確保措置やこれに合わせた人事管理・給与制度の見直しの必要性について述べるとともに、職員の時間外勤務時間の縮減に向けた取組やワークライフバランスの推進についても報告いたしました。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等の内容を実施するために必要な措置をとられるよう要請します。

職員の皆さんが、東日本大震災の被災地への復興支援をはじめとして、県民の安心・安全を守るため、日々職務に奮闘していることに対し、改めて敬意を表します。引き続き、高い倫理観と使命感をもって、県民の期待と負託にこたえるよう全力を挙げて職務にあたることを希望します。

県民各位におかれましては、本委員会が行う勧告の意義とその内容について御理解いただきますようお願いいたします。